



Title	マレーシアにおける国民統合：言語問題を中心に
Author(s)	中島, 史博
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 4, 247-272
Issue Date	1997-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/22288">https://hdl.handle.net/2115/22288</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P247-272.pdf



# マレーシアにおける国民統合

## — 言語問題を中心に —

なか しま ふみ ひろ  
中 島 史 博

### 目次

#### 序章

第1節 「人種暴動 (racial riots)」の発生 .....	248
第2節 問題の所在 .....	249
第1章 言語政策 .....	
第1節 国語 .....	251
第2節 教育用語 .....	253
第3節 公用語 .....	254
第2章 言語政策に対する反対運動 .....	
第1節 MCA 内の反対運動 .....	257
第2節 反対運動の概念化と結集 .....	260
第3章 1969年総選挙と人種暴動 .....	
第1節 野党と1969年の総選挙 .....	262
第2節 選挙結果と人種暴動の勃発 .....	266
終章 .....	268

## 序 章

### 第1節 「人種暴動 (racial riots)」の発生

「あらゆる危険からあなたたちの身が守られるよう、私はアッラーに祈っています。しかし、自分自身の身は自分自身で守らなければなりません。私は、この国の平和を保つために全てに最善を尽くすでしょう。あなたたち全てに神の恩寵がありますように」<sup>(1)</sup>

これは、1969年5月13日夜、初代マレーシア首相 トンク・アブドゥル・ラーマン (Tunku Abudul Rahman) が時折涙で声を詰まらせながらラジオで国民に向けて発した演説の最後の言葉である。この時既に首都クアラルンプールは無秩序状態にあった。しかし、マレーシア政府は有効な打開策を見出せないでいた。同日午後6時頃、クアラルンプールのマレー人が多く居住するカンボンバル地域近辺で発生したマレー人青年と中国人青年<sup>(2)</sup> のけんかは数時間で暴動へと発展し、クアラルンプール中に拡大した。

パラン (parangs) やクリス (kris)<sup>(3)</sup> といった伝統的なマレー民族のナイフや鉄パイプなどの武器を持ったマレー人青年達は周囲にいる中国人に見境なく襲いかかり、また中国人の経営する店を襲撃した。店の売り物や家具類を略奪した後、その店に放火したりした。中には、マレー民族の伝統的な戦士の衣装を着ている者もいた。

一方、一部の中国人青年達もマレー人暴徒の攻撃に対してナイフや銃などの武器を持って応戦した。報復行為として周囲のマレー人を攻撃し、一部の武装した中国人集団が警察署にまで押し寄せた。それは、警察の大部分がマレー人によって構成されていたためである。

7時45分には外出禁止令が発令され、10時までには警察の特別機動隊と軍隊も出動した。しかし、暴動は治まらなかった。ここで重要なことは機動隊や軍隊の行動が公平でなかったことである。つまり、その多くがマレー人で構成された機動隊と軍の一部は、マレー人暴徒が中国人の店を襲撃するのに加担し、そして銃口を中国人や中国

人の店に向けたのである。暴動を鎮圧すべき警察や軍の一部が暴動の当事者となっていたのであった。政府はこれを否定しているが、多くの外国の報道機関がこれらの行為を目撃し報道している。また、1か月後政府は、逮捕者が7,457人、うち2,163人が起訴、1,719人が有罪、602人が保釈、1,323人が証拠不十分で釈放され、1,650人が拘留中であると発表したが、その大多数が中国人であった<sup>(4)</sup>。

翌日14日に政府は非常事態宣言 (Emergency) をしき、上下両院と各州の州議会が停止された。15日には国家運営評議会 (National Operation Council) が設置され、その議長にタン・アブドゥル・ラザク副首相 (Tun Abudul Razak) が任命された。しかし、混乱した状況の中で国家運営評議会が機能するのは17日以降のことであった。つまり、政府は17日まで本格的にこの事態の収拾に乗り出せなかったのである。一種の権力の真空状態であった。

この暴動の結果、少なくとも行方不明者約600人を含む、800名以上の死者が出た<sup>(5)</sup>。そして、500近い数の家や店が放火によって破壊され、100台以上の車、バス、トラック、バイクが壊されたり燃やされたりした<sup>(6)</sup>。こうした被害に遭った人の大部分が中国人であった。避難民も8,000名近く出たが、その多くも中国人であった。

こうした暴動を引き起こした直接の原因は、5月10日に実施された西マレーシアの総選挙であった。連邦下院議員選挙において、統一マレー人国民組織 (United Malays National Organization, UMNO)、馬華公会 (Malaysian Chinese Association, MCA)、マラヤインド人会議 (Malaysian Indian Congress, MIC) の三党から成る与党連合党 (Alliance) は、89議席から66議席へと議席を減らした。これに対して、野党においては、中国系の民主行動党 (Democratic Action Party, DAP) が1議席から13議席へと伸ばし、選挙直前に結成された中国系のマレーシア民政運動党 (Gerakan Rakyat Malaysia, GRM) は8議席を獲得し、マレー系野党の汎マラヤイスラム

党 (Pan-Malayan Islamic Party, PMIP) が9議席から12議席へと獲得議席を伸ばした。同様に、州議会議員選挙でも野党が躍進し、2つの州で野党が州政権を担うことになった。

この選挙結果に対して、5月11日と12日に首都クアラルンプールで中国系野党のDAPとGRMの躍進を祝う中国人のデモ行進が行われた。これに対して、獲得議席数を減らしたといってもいまだ連邦議会において圧倒的多数の51議席を占めるマレー系与党のUMNOの勝利を祝うマレー人のデモ行進が翌13日UMNO支持者によって計画された。この計画を聞いて、12日夜から多くのマレー人がデモ行進の出発地点であるセラングル州知事のダトー・ハルン (Datuk Harun) の家の周辺に集まり始めた。そして、このデモが開始される直前の13日午後6時頃、デモに参加するためにダトー・ハルンの家に向かっていったマレー人青年の集団が中国人青年と衝突し、暴動へと発展していったのであった。

以上が、本稿で素材として扱う「1969年5月13日の人種暴動」の概要である。これは、多民族国家マレーシアで支配的民族であったマレー人と経済力を背景に人口的にもマレー人の次に力を持っていた中国人との対立を示す典型的な事例であり、また、1957年8月31日の独立以降初めてマレーシアが経験する流血を伴う大規模な暴動であった。

## 第2節 問題の所在

18世紀末から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパ、アメリカ大陸に広まった「国民国家 (nation-state)」は、第二次大戦後、帝国主義に対決して独立国家となった旧植民地諸国にも浸透した。20世紀を通じて国際社会において「国民国家」という概念は普遍的な規範として確立されたのである。特に、独立国家として後進国であった旧植民地国家では、国際社会において主権国家としての存在と活動が承認されるためには、自国の国民国家化が必要条件であった。一般的に、旧植民地国家は旧宗主国によって作り出された諸条件、つまり植

民地主義の遺産という基底の上で国民国家化を進めなければならなかった。

それは、マレーシアも例外ではなかった。1957年8月31日に独立国家として出発したマレーシアは、その出発時点から言語、宗教、慣習の全く異なる民族から成る多民族国家として存在した。そのため、多民族国家という条件の中で、いかなる「マレーシア国民」を形成 (nation-building) するかがマレーシアにおける国民統合の最大の課題であった。そして、国民国家化を進めていく過程で発生したのが、1969年5月13日の「人種暴動」であった。

マレーシアが他の旧植民地と異なる点は、独立する過程で旧宗主国と流血を伴う闘争が起きなかったことである。植民地から独立国家への移行が比較的円滑に実行されたのである。その意味で、1969年の「人種暴動」は、1946年にマレーシアの独立が具体的に示されて以降、初めて発生した流血事件であった<sup>7)</sup>。

本稿の問題関心はまさにここにある。すなわち、マレーシアの独立が具体化された1946年から23年経った1969年に「人種暴動」が起きたのはなぜかという点である。

多民族国家として出発したマレーシアにおいては、国家の存在そのものを脅かすような人種暴動が発生する危険性が常に内在している。しかし、人種暴動が発生するまでに23年間という時間が存在する。したがって、「人種暴動」を23年間の国民国家化の一つの帰結として扱いたい。そして、その発生要因を明らかにする手掛かりとして言語政策を取りあげたい。それは、ベネディクト・アンダーソン (Benedict Anderson) が述べる「特定の連帯を構築する」という言語の能力<sup>8)</sup>、また、言語の持つコミュニケーションの媒介あるいはネーション (nation) の象徴的指標<sup>9)</sup> という機能故に、言語政策が国民統合政策において中核的な位置を占めているからである。また、過去の分析においても、暴動の発生要因としてマレー人の経済的な劣位と1967年の国語法に対する非マレー人の不満はほぼ共通見解になっている。しかし、言語政

策に焦点をあて、暴動の構造的要因を明らかにしたものはあまりない。これらが言語政策を取りあげる動機である。マレーシアのように言語の全く異なる民族から成る多民族国家において、言語政策とそれに対する住民の反応を辿ることは、コミュニティな感情が発露した「人種暴動」の構造的要因を探る上で一定の示唆を与えてくれるだろう。

「人種暴動」に関しては、これまで多くの分析がなされてきた。それらは、およそ2種類に大別できる。それは、第1にマレーシアの政治制度や統治スタイルに焦点をあてたものと、第2に国民統合論やエスニシティ論の立場から論じたものである。これらは必ずしも別個に分離できるものではなく、むしろ互いに補完する関係にある。では、代表的なものをいくつか挙げたい。

まず第1の研究として、カール・フォン・ヴォリス (Karl von Vorys) は、1957年の独立から1969年「人種暴動」後の非常事態宣言の解除までの間を「合意 (consensus) なき民主制」と結論付け、コミュニティな分裂構造を内在する国家において政治的安定性を保つことの困難さを主張しつつ、民主制そのものを問い直している<sup>(10)</sup>。また、ミルトン・エスマン (Milton J. Esman) は、1969年までの指導者の統治スタイルを「危険回避モデル (avoidance model)」と名付け、意図的にコミュニティな問題を避けるスタイルがもはや通用しなくなり、暴動後積極的にコミュニティな問題に対処する「指導モデル (guidance model)」に転換したと述べている<sup>(11)</sup>。

第2の研究に関して、ジェームズ・オンギリ (James P. Ongkili) は、暴動が多民族国家において最大の問題であるコミュニティナリズム (Communalism) を克服し共通の国民意識 (National Consciousness) をつくる過程で発生したものであり、人種暴動がその試みに対する挑戦であると述べている<sup>(12)</sup>。但し、彼は、マレーシアの国民統合において「人種暴動」を克服すべきコミュニティナリズムと捉えることで、その要因をマレー人と非マレー人との社会・経済的不均衡に帰結していま

い、そこに見られる構造的な要因を見逃している。また、バジル (R.K. Vasil) は、1963年のシンガポール合併から暴動までをマレー人の政治的優位に対する非マレー人の挑戦と捉え論じている<sup>(13)</sup>。

邦語文献に関しては、長井信一のものが代表的で、特に政治団体や政党に焦点をあてることによって、暴動を歴史的な文脈から論じている<sup>(14)</sup>。また、河部利夫は、マレーシアにおける中国人社会の構造から人種暴動の構図を分析し、暴動が各民族の母語教育を受けた者によって起きたものであることを明らかにした上で、各民族を接着する中間項としての英語教育の重要性を言及している<sup>(15)</sup>。

#### 注

- (1) Straits Times, 14 May, 1969. Karl von Vorys, *Democracy without Consensus* Princeton University Press, Princeton, 1975, PP 335-336; John Slimming, *Malaysia - Death of a Democracy* - John Murray, London, 1969, P33.
- (2) いわゆる中国系マレーシア人のことである。かつては華僑と呼ばれ、現在はそれぞれの国の市民権と国籍を持った者として華人と呼ばれている。それは、「僑」が仮の住まいという意味を持つため、既に定住化した華僑を華人と呼ぶのである。しかし、本稿では華人となる以前のことも含むため、便宜的に華僑も華人も中国人と記す。なお、本稿では、中国人を中国語を話す民族という意味で使っている。この時、中国語とは、中国人にとっての共通語である北京語 (Mandarin) である。中国系移民は出身地によって使用する言語が全く異なるので、中国人と一括してしまうことは誤解を招く。しかし、マラヤにおいてはマレー人やインド人など他の民族が存在するので、彼らとの相対的な区別の中で、ある程度共通性を持ったものとして中国人と呼ぶ。
- (3) パラン、クリスというのは共にマレー民族に伝統的なナイフで、前者の長さがだいたい 20

cm から 30 cm で後者が約 20 cm である。

- (4) 萩原宜之、『マレーシア政治論—複合社会の政治力学—』弘文堂，1989，215 頁。
- (5) 政府の公式発表では死者 178 名となっているが、多くの論文がこの数字を少な過ぎると批判している。放火によって燃えてしまったものや川に投げ捨てられてしまったものが多数存在するため、正確な数は把握できないのであるが、ここでは John Slimming, op. cit., P48. の説をとった。
- (6) Ibid., P36.
- (7) この点に関して、1948 年から 1960 年のマラヤ共産党による反英武力闘争を見逃してはいけない。この闘争によって多くの人命が奪われた。マラヤ共産党による闘争がマレーシアの独立国家化に大きな影響を与えたことは疑問の余地がないが、国民国家化の過程でマレーシア国家の存在を揺るがすものであったかという点に鑑みれば、「人種暴動」と同等に扱うべきか疑問が残る。しかし、いずれにせよ、マレーシアの国民国家化の過程で共産党の闘争をどう位置付けるかは検証するべき課題である。
- (8) ベネディクト・アンダーソン、『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』リプロポート，1987，219 頁。
- (9) 佐藤成基，「ネーション・ナショナリズム・エスニシティー」『思想』no.854 1995 年 8 月号，103 頁以下。
- (10) Karl von Vorys, op. cit...
- (11) Milton J. Esman, *Administratin and Development in Malaysia* Cornell University Press, 1972.
- (12) James P. Ongkili, *Nation-building in Malaya 1946-1974* University of Malaya Press, Kuala Lumpur (以下 K. L.) 1965.
- (13) R. K. Vasil, *Etnic Politics in Malaysia* Radianc Publishers, New Delhi, 1980.
- (14) 長井信一、『現代マレーシア政治研究』アジア経済研究所，1978.
- (15) 河部利夫，「マレーシア華人社会の構造」『ア

ジア経済』vol.XII, no. 2, 1971 2 月 アジア経済研究所。

## 第 1 章 言語政

一般的に言語政策において重要となるのは、国語の制定と普及である。国語の普及という点で、言語政策は公教育制度の設立、すなわち教育政策と一体不離の関係にある。特にマラヤにおいては、植民地主義の遺産である分裂した学校体系を統一し、マラヤ国民を育成する教育体系を設立することが第一の目的であった。そのため、国語を普及する段階において国語教育をどうするか、また各民族の母語教育をどうするかが大きな問題となった。つまり、国語と教育用語の問題である。

また、マラヤのような多言語社会において、もう一つ重要となるのが公用語の問題である。つまり、公的な場で国語以外の言語がどのくらい使用できるのか、という問題である。以上のように、言語政策をめぐる問題においては国語、教育用語、公用語の 3 点に分類することができる。したがって、本章においてもマレーシアの言語政策について国語、教育用語、公用語の 3 点を中心に分析する。また分析するにあたり、各教育令や言語に関する法令や憲法と、それらの基礎となった様々な委員会の報告書を中心に見ていく。

### 第 1 節 国語

1957 年マラヤの独立と共に制定された連邦憲法の第 152 条第 1 項は、「マレー語を連邦の国語 (National Language) とする」と明記している<sup>(1)</sup>。しかし、言語政策はマラヤ連邦が成立した時点から始まっており、中でも、その後の言語政策に重要な影響を与えた報告書は、1951 年に出されたバーンズ・レポート (Barnes Report) である。

バーンズ・レポートは 1951 年に設置されたマレー人教育に関する委員会が作成したもので、そのメンバーはオックスフォード大学の社会教育の教授 (Director of Social Training) であるバーンズ (L.J. Barnes) 委員長と 9 人のマレー人と 5 人のヨーロッパ人から成っていた<sup>(2)</sup>。

バーンズ・レポートは主に教育改革について提言しており、その内容は、「(1) 今までの分裂した学校教育制度を廃止し、全ての民族の子弟に共通した単一の初等学校である国民学校 (National School) を設立する、(2) 初等教育において生徒は英語とマレー語で教育を受ける、(3) 中等学校の教育用語を英語とする」というものであった<sup>(3)</sup>。また、マレー語と英語を中心とした学校教育制度の確立を勧告した上で、「仮に中国人、インド人その他の非マレー人共同体が公教育制度とは独立した自分たち自身の初等教育を作るならこの枠組みは著しく弱められよう」と主張し、中国語・タミル語学校の存続は公教育制度内では望ましくないとされた<sup>(4)</sup>。

しかし、中国語とタミル語の公教育制度からの排除を主張する同レポートは当然ながら、非マレー人特に中国人の強い反発を招いた。同レポートに対する強い批判に対して、英政府は彼らの主張を聴取し、中国語教育を調査するために委員会を設置した。委員会の責任者として、アメリカ人で台湾の高等教育機関の評議会副事務局長であるウィリアム・フェン (Dr. William P. Fenn) と国連職員であるウー・テヤオ (Dr. Wu Teh-Yao) が招かれた<sup>(5)</sup>。1951年5月に発表されたこの委員会の報告書は、彼らの名を取ってフェン＝ウー・レポート (Fenn-Wu Report) と呼ばれた。

フェン＝ウー・レポートは、独立国民国家として今後発展していくマラヤの国民文化について「住民が様々な集団によって構成されているマラヤ連邦は、それぞれが他の文化の持つ価値を認めることによって国民文化の正当性 (validity) を高めていくような国にすべきである」<sup>(6)</sup>と述べると共に、バーンズ・レポートの提言が中国人をマラヤ連邦の住民よりはマレー人にすることを意味する「マラヤ化政策 (Malayanized Policy)」<sup>(7)</sup>に過ぎないとして同レポートを批判した。フェン＝ウー・レポートは、言語政策に何らかの具体的な影響を与えることはなかったが、言語政策に対する非マレー人の批判を明確に示し、その後の反対運動の主張に指針を与えた点で重要なレポートと

いえる。

バーンズ・レポートが発表された時点でマレー語を国語にするということは明確に示されたわけではない。しかし、バーンズ・レポートが提言した、マラヤの複合社会を克服し統一されたマラヤ社会を建設するためのマレー語を中心とした教育制度確立の重視、という理念はその後の言語政策に受け継がれていく。

マレー語を国語とすると決定し提言したのは、教育制度に関する調査と報告のために設置されたラザク委員会によるレポート (Razak Report) と、憲法草案を起草するために設置されたリード委員会 (Reid Constitution Commission) である。

ラザク・レポートは、独立に先立って1955年に初めて行われた連邦立法評議会の選挙後設置された、UMNO 主導の連合党政権の教育相ラザクを議長とする、教育制度の改善に関する調査と報告を求めるための委員会が翌年に発表したものである<sup>(8)</sup>。同レポートは、マレー語が実質的に国語に位置付けられるためには、バーンズ・レポートの主張した国民学校の設立が必要であると提言し<sup>(9)</sup>、そしてその後、ラザク・レポートの提言は1957年に発布された教育令 (Education Ordinance) として具体化されるのである。

一方、リード委員会は、1955年の連邦立法評議会の選挙で連合党が52議席中51議席を獲得するという圧倒的強さで勝利を得た後に行われた英政府とマラヤ政府間の独立の最終交渉の場で設置することが決められた独立に向けた新憲法作成のための憲法起草委員会で、委員長にはイギリス人のリード卿 (Lord Reid) が英政府によって選ばれ、他のメンバーもマラヤ人以外の人を選ばれた<sup>(10)</sup>。リード委員会は、全ての州で聴聞会を開き、そして様々な方面から得た131の文書を含む膨大な量の証言を集めた。委員会がその中で最も重要視したのが、連合党とマラヤ政府によって提出された書類であった。その理由は、連合党が連邦・州評議会選挙の結果において圧倒的多数を占めていることと、連合党がマレー人・中国人・インド人の3つのコミューナルな政治組織で構成されてい

るためであった。こうした経緯の後、1957年2月に公表されたリード委員会の報告書では、マレー語を国語とすることが提案された。しかし、同時に10年間あるいはそれ以上の期間、英語を公用語とし、中国語とタミル語が議会と州議会で使用されることを条件とした<sup>(11)</sup>。

ともあれ、マラヤは独立に先立ってマレー語を国語とすることを決定した。しかし、国語問題に関して重要なことは、マレー語を国語とすることに対して反対するものはほとんどいなかったということである。それは、1967年3月2日の議会における初代首相のラーマンの演説にもみてとれる。「この国語の問題は、政府側であれ野党側であれ、政党、団体、組織、個人など、あらゆるコミュニティのセクションの間で多くの論争や折衝を生んだテーマであった。しかしながら、私の印象では、論争の中でマレー語がこの国の国語となること自体に反対する人はいなかった。」<sup>(12)</sup>つまり、言語問題はマラヤの政治の舞台における大きな問題の一つであったが、ナショナル・アイデンティティを象徴する国語としての役割をマレー語が担うことに対して、マレー人も非マレー人も反対の声を上げることはなかった。むしろ、言語問題において論争となるのは公用語と教育用語に関してであった。

## 第2節 教育用語

前節でみたように、マラヤ連邦憲法第152条第1項はマレー語を国語とすると規定しているが、同条には但書きとして第1項a「何人も他のいかなる言語を（公用以外の用途で）用い、教え、または学ぶことを禁じられ、もしくは妨げられない」且つb「この条項は、マラヤ連邦のいかなる言語についても、連邦政府もしくは州政府がその使用・学習を保護し、支持する権利を有することを損うものでない」<sup>(13)</sup>と明記され、少なくとも公用以外であれば何語であれ、学び、使う自由が保証されている。では、マレー語、英語、中国語、タミル語は、それぞれ学校教育の場でどのように扱われたのか。また、各民族の母語学校と英語学校

はマラヤ政府の言語政策の下どのように統合されていったのか。言語政策との関連で教育用語を中心に検討したい。

マラヤ連邦の成立後、マラヤでは独立にむけてマラヤ人としての共通のナショナルリティ（common nationality）を創出し、複合社会をいかにして統一された社会に再構成するかが最大の課題となっていた。そして、その課題を達成するために、言語政策においてまずマラヤのナショナル・アイデンティティを象徴するものとして国語が設定された。次に国語の普及が求められ、その手段として国民教育制度の確立が急がれた。そして、教育制度改革が本格的に始まるのは、1957年に発布される教育令であり、またその基礎となった1956年に発表されたラザク・レポートであった。この教育令によってマラヤの教育制度は初めて国家規模で体系化された。

ラザク・レポートは、マレー語を国語とすると明言すると共に、漸進的に取り入れられるべきであることを認識しつつも、教育政策の最終的な目的がすべての民族の子弟を国語すなわちマレー語を教育用語とする国民教育制度のもとに置くことであると述べている<sup>(14)</sup>。特に教育用語と国民教育制度に関して、報告書は「(1) 学校を私立と政府立の2つのタイプに区別し、後者について州立と連邦立の学校は同様に扱われる、(2) 現行の初等学校はマレー語を教育用語とする標準学校（standard school）と中国語・タミル語・英語を教育用語とする標準型学校（standard-type school）に転換され、すべての教師は同じ訓練を受ける、(3) マレー語と英語はすべての初等・中等学校で必修科目とする、但し他の言語による教育は必要な時に行われる、(4) 政府立の中等学校（national secondary school）は1つのタイプとし、それは競争試験により全ての民族に開かれており、そして国に存在する全ての言語と文化の学習を認めながら共通の教育内容と柔軟性のあるカリキュラムを持ち、教育用語の多様性に備える、(5) あらゆる学校に国民指導（national orientation）と共通の時間割を持った共通内容のシラバスを導入する」<sup>(15)</sup>

と勧告し、マレー語を教育用語の中心に置くことを明確に打ち出し、かつ、その方向性に対して具体的な施策を示した。上の(2)にみられるように、一方で標準型学校を設置し漸進的な手法が用いられたが、他方で標準型初等学校を標準学校への移行途中と位置付け、少なくとも将来的には私立以外の全ての国民学校でマレー語が教育用語となることが明確になったのである。さらに、同レポートは、学校教育に関する勧告のほかに、国語として適度な水準をもったマレー語の習得を普及させるための動機と報酬が必要であるとして、中学校の入学試験や政府職員採用試験でマレー語を必修科目にすることや公的資金による奨学金給付にマレー語学習を必要条件とするなどの政策の導入を勧告した<sup>(16)</sup>。こうした同レポートの勧告は、1957年に制定された教育令に取り入れられ、マラヤの教育制度の方向性を決定づけた。そして、更にこうした教育の「マラヤ化」を押し進めたのが、1960年に発表されたラーマン・タリブ・レポートである。

1959年の第2回連邦議会選挙後、マラヤ政府は教育相であるラーマン・タリブ (Abdul Rahman bin Talib) を議長とした教育再検討委員会 (Education Review Committee) を設置した。この委員会の目的は、1957年の教育令の下で実施されている教育政策を再検討するというものであった。同レポートは1961年に新教育令として発布されるが、ここで新しく取り入れられた重要な政策は、(1)それまで政府から補助金を受けていた中国語の中学校はマレー語か英語を教育用語とする国民型中学校 (National-Type Secondary School) への転換を条件に政府からの財政的援助の対象となることと、(2)中学卒業時に実施される全国統一試験の使用言語を公用語であるマレー語と英語に限定し、中国語による試験は廃止するというものである<sup>(17)</sup>。これによって、マレー語と英語以外、つまり中国語とタミル語を教育用語とする中学校は政府による財政援助を受けられなくなったのである。こうして実行された政策の結果、69校のうち42校の中国語中学校が英語中学校に、17校が中国

語私立中学校に転換した<sup>(18)</sup>。

以上のように、マラヤ政府はマレー語以外の言語による教育をある程度認めるが、マレー語を中心的な教育用語とした国民教育制度の確立を目指していた。標準型学校、つまりのちの国民型学校の設置は、マレー語を母語としないマラヤ国民に国語であるマレー語を習得させる時間を与えるための措置であったのであり、フェン＝ウー・レポートの危惧した「マラヤ化」政策は着実に進行したのである。

### 第3節 公用語

ここでの問題は、マレー語以外の言語が国内においてどのように位置付けられるか、ということである。つまり、各民族の母語である中国語、タミル語とエリートの共通言語である英語はマレー語と同様に公用語としての地位を認められるのかということである。

連邦憲法第152条第2項において、「第1項の規定に拘らず、独立の日より10年の期間または国会が定める時まで、上下両院、各州の立法府においておよびその他すべての公用に、英語が使用されてよい」<sup>(19)</sup>と記されている。また、同様に第3項、第4項、第5項において、議会で提案される法案、法令や裁判所における訴訟手続きなどで英語の使用を上と同じ条件で認めている<sup>(20)</sup>。しかし、第2節で見たように第1項において、公用で英語以外の他の言語を使用することは認められていない。リード委員会の報告書は独立後一定の期間中国語とタミル語が議会など公用の場で使用されることを勧告したが、最終的に起草された憲法は英語以外の言語を公用語として認めなかった。

中国語とタミル語が公用語としての地位を獲得できなかった理由は独立憲法が制定される過程に見ることができる。結論から言えば、憲法第152条の規定は、連合党の構成党である UMNO, MCA, MIC 各党のリーダーたちによる妥協と取り引きの結果であった。

1955年の連邦立法評議会選挙後、リード委員会に提出する報告書の作成と、マレー語を国語とする

が同時に多言語主義の原則を勧告するリード委員会の報告書の修正を通して、憲法問題に関して UMNO, MCA, MIC 各党のリーダーによる交渉が行われた。この時、三党間で大きな問題となったのが(1) 市民権、(2) マレー人の特権 (special rights)<sup>(21)</sup>、(3) 言語の3点であった。この3点に関して各政党の主張を見てみると、UMNO の主張は「(1) 出生地主義を原則とした市民権の適用は認められない (2) 土地の子であるマレー人は無条件に永久に特権を持つ (3) マレー語は唯一の国語であり公用語である」<sup>(22)</sup> であるのに対して、MCA・MIC は「(1)出生地主義の原則が採用され、かつ、市民権取得要件を緩和する (2) 民族に関係なく全マラヤ市民は平等な政治的、経済的、文化的権利を持つ (3) マレー語と共に中国語、タミル語、英語を公用語とし、立法、行政など公用の場において多言語主義を採用する」<sup>(23)</sup> と主張した。長い交渉の末、UMNO が市民権の要求を認めその代わりに MCA, MIC はマレー人の特権と言語を認めたのであるが、特に言語に関して、中国語とタミル語は公用語と認められないが英語を公用語とし、中国語とタミル語の限定的な公的使用と学習の自由が認められたのである。つまり、UMNO は非マレー人に市民権を拡大する代わりに特権と母語の国語・公用語としての地位を獲得し、他方、MCA と MIC はマレー人の特権を認め母語の公用語としての地位を放棄する代わりに英語の公用語としての地位とマラヤにおける自分たちの市民権を得たのである。

しかし、公用語の地位をめぐる問題は解決されたわけではなかった。この問題が再燃するのは、憲法に定められた10年後の1967年9月1日に国語法 (National Language Act) が発布された時であった。

1967年3月11日に上院を通過し成立した国語法案は全文8条と付帯説明からなるもので、その内容は憲法で定められた条項と変わるところはなかった。確かに同法第1条と第2条で国語であるマレー語が唯一の公用語であると謳い英語を補助的な地位としているが、他の条項において英語

の使用継続と政府刊行物の翻訳など中国語とタミル語の限定的な使用を認めたのである<sup>(24)</sup>。マレー語を唯一の公用語と決定したものの、実質的には英語に公用語としての地位を与え、中国語とタミル語の限定的な公的使用を認めたのである。

では、なぜ同法は英語の使用を限定しマレー語の実質的な公用語としての地位を強化しなかったのか。その理由として次の2点が挙げられる。

第1に、公用の場におけるコミュニケーションの媒介としての英語の機能的価値が変わらなかったことである。議会、行政、裁判所で使用される言語は、相変わらず英語もしくは英語・マレー語の二言語併用であり、ほとんど例外なく法律は英語で書かれていた<sup>(25)</sup>。また、国語の普及に関して言えば、確かにマレー語教育制度は急速に進展したが、それによってマラヤ市民の国語教育に対する欲求が急増することはなく、むしろ、高等教育へ進む道が開かれたことにより市民の英語教育熱が高まった<sup>(26)</sup>。これらの状況が起きる要因は言語自体の持つ価値に見出すことができる。つまり、英語とマレー語がそれぞれ持つ価値である。マラヤでは植民地時代から英語学校を卒業した少数の人々が常に社会のエリートであったという状況からもわかるように、英語には社会的・経済的な価値が付随していた。マラヤの人々にとって、英語は植民地主義の象徴であると同時に、特権 (privilege) と繁栄 (prosperity) と近代 (modernity) の象徴でもあったのである<sup>(27)</sup>。他方、マレー語は国語となりマラヤ国家の象徴となったが、それ以上でもそれ以下でもなかった。更にマレー語は言語として未成熟であった。1950年代半ばまでマレー語教育は初等レベルにとどまるものであり、必然的にマレー語は議会、役所、裁判所など高度なコミュニケーションの必要な場における伝達媒介として十分に機能する言語ではなかった。政府はマレー語の未成熟さを克服するため、1956年言語文芸開発庁 (Dewan Bahasa dan Pustaka, Language and Literary Agency) を設立し10年間に専門用語を中心に7万1,000語にのぼる新語を造り語彙の充実をはかると共に、現代標準マレー語

文法の整備確立に努めた<sup>(28)</sup>。しかし、近代的な公用語としてのマレー語を10年間で確立することはできなかった。その結果、公用語としての英語の地位を実質的に弱めることは効率の面からみても不可能な状況にあったのである。

第2に、1966年から1967年にかけての政治状況、特に連合党のMCA内の混乱が挙げられる。1967年が近づくとつれて、マレー語を中心とした言語政策が強化され英語や母語の使用が禁止されるのではないかと不安が非マレー人に広がっていた。そうした状況のなかで、1966年10月にMCAのペナン支部が中国語を公用語として国内で広く使用できるように求める決議案を採択するなど、MCAの青年部を中心に中国語の公用語化を要求する動きが目立つようになった<sup>(29)</sup>。青年部や支部の動きに対して、MCAのリーダーたちはこれらの強硬派を抑えるために各地のMCA支部をまわるとともに、青年部の副議長であり同時に連邦中国語学校教員組合(Federation Chinese School Teachers' Association)の議長であったシム・モウユ(Sim Mow Yu)を除名するなどして事態の鎮静化に努めた<sup>(30)</sup>。MCAリーダーたちや政府の対応の結果、暴動など大きな混乱に発展することはなく、事態は収拾した。こうした状況の中で国語法が施行されたのである。

以上のように、マレー語は与党内の妥協と取り引きの結果、公用語の地位を獲得した。しかし、市民権が拡大されマレー語を母語としない非マレー系マラヤ市民が増大する状況の中で、政府は現実的で漸進的な言語政策を取らざるを得なかった。一方、中国語やタミル語は公用語の地位を獲得できなかった。このことは、英語が堪能ではない多数の非マレー人に対して、多言語主義を否定した政策が最終的に自分たちの文化や慣習を排除する意図を持つものではないかという不安を与えたのである。

この章では、マラヤの言語政策がどのように施行されてきたのかを見てきた。マラヤの言語政策は、人口的に無視できない非マレー人の母語の扱

いをめぐって現実的で漸進的に進められたが、国語であるマレー語を強化する方向で進められたことは明らかであった。

しかし、国民統合の観点から、マラヤの言語政策は非マレー人をマレー・アイデンティティーへと同化させる方向に進んでいたということができないのではなかろうか。すなわち、それは、マレー人が数的・政治的に優位な位置にあるという状況の中で、マレー語の国語・教育用語・公用語としての地位を確立し制度化することを通して、非マレー人をマレー人の価値観ないし社会的規範に導こうとする「マラヤ化」政策であったのである。

言語という一側面からのみ断言することはできないが、少なくとも大部分の非マレー人はそのように受け取った。では、マレー・ナショナリズム<sup>(31)</sup>を反映した言語政策に対して、非マレー人、特に中国人はどのように反応したのか。

- (1) F. A. Trindade and H. P. Lee, *The Constitution of Malaysia* Oxford University Press, 1986, P9.
- (2) J. P. Ongkili, op. cit., P107.
- (3) 野津隆志, 「マレーシアにおける言語政策と言語問題」『教育制度研究』第14・15合併号, 教育制度研究会, 昭和57年11月, 31頁。
- (4) 同上。
- (5) Asmah Haji Omar, *Language Planning For Unity And Efficiency* Penerbit Universiti Malaya, K. L., 1979, P51.
- (6) K. J. Ratnam, *Communalism and the Political Process in Malaya* University of Malaya Press, 1965, P137.
- (7) 野津, 前掲論文, 34頁。
- (8) J. P. Ongkili, op. cit., P110.
- (9) Chai hon-Chan, *Education and nation-building in plural societies* The Australian National University, Canberra, 1977, P23.
- (10) 他のメンバーは、オーストラリア, パキスタン, インド, イギリスから一人ずつが選ばれ, 計5人で構成された。Ibid., P173.

- (11) Ibid., P179.
- (12) Asmah Haji Omar, op. cit., P13.
- (13) K. J. Ratnam, op. cit., PP131-132
- (14) Chai Hon-Chan, op. cit., P24.
- (15) Ibid., PP24-25.
- (16) K. J. Ratnam, op. cit., P128. 野津, 前掲論文, 33 頁。
- (17) J. P. Ongkili, op. cit., P111. 金子芳樹, 「多民族国家マレーシアにおける華人政治—60 年代における保守体制の構造とその政治路線—」『松坂政経研究』第 19 巻第 1 号, 平成 4 年, 114 頁。ここで使われた国民型学校とは, ラザク・レポートで使われた標準型学校と同じである。呼称を変えたに過ぎない。
- (18) Richard Mead, *Malaysia's National Language Policy and the Legal System* Yale University Southeast Asia Studies, New Haven, 1988, P33.
- (19) Asmah Haji Omar, op. cit., P27.
- (20) Ibid., P27.
- (21) マレー人の特権に関して, 憲法において次の 4 点に関してマレー人は優遇されるとなっている。①優先的に土地を割り当てる②公務員採用におけるクォーター制 (マレー系 4 に対し非マレー系 1 の割合とする) ③特定のビジネスの許認可におけるクォーター制④奨学金など教育に関する育英制度におけるマレー系の優先 (K. J. Ratnam, op. cit., PP 107-108.)
- (22) Heng Pek Koon, *Chinese Politics in Malaysia* Oxford University Press, 1988, P223.
- (23) Ibid., P224.
- (24) Margaret Roff, "The Politocal of Language in Malaya" *ASIAN SURVEY* vol.VII, no.5, May 1967, P325.; Asmah Haji Omar, op. cit., PP28-29. 河部利夫, 「マラヤ華僑と言語の問題」『東南アジア華僑社会変動論』アジア経済研究所, 1972, 216 頁以下。
- (25) Margaret, op. cit., P322.; Asmah Haji Omar, op. cit., P28.
- (26) Margaret, op. cit., P322.
- (27) Richard Mead, op. cit., P23
- (28) Asmah Haji Omar, op. cit., P39. 河部, 前掲論文「マラヤ華僑と言語問題」, 213 頁以下。
- (29) Margaret, op. cit., P323.
- (30) Ibid., PP323-324.
- (31) 本稿では, ナショナリズムを「マレーシアの国民 (nation) は誰かを問う政治的主張と定義する。

## 第 2 章 言語政策に対する反対運動

この章では, 前章で見た言語政策に対して非マレー人がどのような反応を示したのかを検討する。そして, 1950 年代から 1969 年まで言語政策に対する反対運動がどのように展開したのかを見る。

### 第 1 節 MCA 内の反対運動

この節では, 中国人与党である MCA を中心に言語問題に対する非マレー人, 特に中国人の対応を検討したい。中国人の反対運動を見る前に, 中国人コミュニティの構造を検討しなければならない。中国社会は必ずしも一枚岩ではなく, 彼らの社会構造が明らかになることによって, 反対運動の主体もより鮮明になるはずである。

マラヤの中国人コミュニティはその社会的影響力から勘案すれば, 主に 2 種類のグループに大別することができる。それは「英語教育派」と「中国語教育派」である。英語教育派の特徴として, 英語教育のもとで西洋的思考と生活様式を身につけることによって, 中国的なるもの (Chineseness) が希薄となった性格であることが挙げられる。また, 英語教育派には「ババ・チャイニーズ (Baba Chinese)」<sup>(1)</sup> も含まれる。MCA の初代会長タン・チェンロック (Tan Cheng Lock, 陳禎祿), 第 2 代会長リム・チョンユ (Lim Chong Eu, 林蒼祐), 第 3 代会長でタン・チェンロックの息子であるタン・シュウシン (Tan Siew Sin, 陳修信) はババ・チャイニーズであった<sup>(2)</sup>。一方, 中国語教育派は, 中国語教育を受け概して中国人コミュニティの

中で社会化することで、中国的伝統、文化、慣習への執着を強く残したものである<sup>(3)</sup>。

こうした中国人コミュニティの構造はMCAの政治構造にも反映している。MCAは、1948年6月に非常事態が宣言されマラヤ共産党が非合法化された後、イギリス植民地政府の支援の下、海峡植民地とマレー連邦州の立法評議会の中国人評議員であった英語教育派と様々な中国人組織のリーダーであった中国語教育派が反共産主義と独立を共通目的に、中国人社会を広く代表する包括的な中国人政治団体として結成された政党であった<sup>(4)</sup>。その中で、MCAの権力構造は、英語教育派が国政において主導的立場に立つと同時に党の政策決定において権限を持つものに対して、中国語教育派が地方の中国人社会のリーダーという立場のもと英語教育派と草の根レベルにいる大衆の間の仲介者として、英語教育派の副次的な位置に存在するというものであった。

以上のような構造を持つ中国人コミュニティにおいて、反対運動は1950年代から1960年代にかけてどのように展開されたのであろうか。結論から言えば、それはMCA内の分裂とMCAに対する中国人の支持の低下を招きながら展開されたのである。

反対運動は基本的に常に何らかの形で存在し続けるのであるが、50年代60年代における言語問題に対する批判や反対運動には4つのピークがあった。第1はパーズ・レポートが公表された時期であり、第2は憲法草案の交渉が行われた時期であり、第3はトリブ・レポートが発表された1961年に新教育令が制定された時期であり、第4は1967年の国語法が成立する前後の時期である。第1のピークについては、前章でフェン＝ウー・レポートを見たのでここでは省略する。まず、第2のピークから見てみたい。

憲法特別調査委員会がイギリス政府によって設置され、1956年4月に憲法に関する最終的な交渉が始まった時、MCAの代表団が党の総会で党と中国人コミュニティを代表して最終的な決定を

下す委任を得ていたにもかかわらず、MCAの中国語教育派のリーダー達は英語教育派で構成された代表団に対して疑問を抱いていた。そして、同年4月27日、党内の中国語教育派の中でも「ビッグ・フォー (Big Four)」と呼ばれていた、ペラ州MCAの設立者・元会長であったロウ・パクカーン (Lau Pak Khuan) らが中心となってクアラルンプールで集会を開き、出生地主義の原則に基づく市民権の適用・平等な権利・中国語の公用語化の要求書を作成すると共に、中国人組合組織代表会議 (Council of Representatives of Chinese Guilds and Associations, GRCGA) を結成した<sup>(5)</sup>。この集会は、約400の中国人組織の代表者約900人が参加する大規模なものであった。GRCGAは、ラーマンを団長としてロンドンに派遣された独立交渉団と別に、ロンドンに独自の代表団を送りイギリス政府と直接交渉しようと試みた。しかし、UMNOとMCAの他のリーダーたちは彼らを激しく批判し、イギリス政府も彼らと交渉することはなかった。その結果、実効力を失ったGRCGAは団体内の組織と民衆の支持を失い、解散した。

このような憲法問題に関する動きとは別に、1956年8月にラザク・レポートが発表された直後、中国語学校の教師から激しい反対運動が展開された。中でも、その中心は統一中国語学校教員組合 (United Chinese School Teachers Association) であった。当時の状況について、翌年教育相に就任したキール・ジョハリ (Khair Johari) は「私が大臣に就任した時、私の部屋は軍隊の将軍の部屋のようにであった。つまり、全国に渡る学校のストライキや暴動の場所を示すピンの指してある地図と表があったのである<sup>(6)</sup>」と述べている。彼らの要求は、中国語の公用語化と中国語中等学校に対する財政援助の2点であった。

反対運動の第2のピークに見られるように、MCAの中国語教育派と中国語学校の教員こそが言語政策に対する反対運動の中心的な担い手となるのである。

しかし、この時期の反対運動は依然として散発的であり全国的に拡大することはなかった。その

第1の要因は、憲法交渉において、市民権の要求が認められマラヤ国内での経済活動の自由が保証されたためであった。更に第2の要因として、これらの運動がいずれも独立以前であったということが挙げられる。MCAは、マラヤの独立を共通目的として設立された政党であり、マラヤ連邦の独立の達成という共通の目標を前に、人々は国内の民族間の緊張を意図的に抑えると同時に、来たるべき未来に対して楽観的さえあったのである。しかし、このことは独立が達成された後に訪れるであろう状況を暗示していた。中国語の公用語化要求運動とMCA内の混乱は、独立後に激しく展開するのである。

独立後、英語教育派の中から、UMNOと対等な立場で中国人の利益をより強く擁護すべきであると主張するグループが出現した。ペナンのババ・チャイニーズであるリム・チュンユを中心とした改革派である<sup>(7)</sup>。1958年3月の党内役員選挙でリム・チュンユがタン・チェンロックを破り第2代会長に就任すると、MCAは徐々に連合党の協議の場において強硬な主張をするようになった。特に言語問題に関して、中国教育派である中国語教員組合などとの提携を強めるようになった。1959年7月、リムはラーマン首相に私的な手紙を送った。それは、その年行われる連邦議会選挙でそれまでより多い40議席をMCAに割り当てることと中国語の公用語化を要求するもので、もしこの要求が認められないなら、MCAは独自に選挙に臨むと主張するものであった。ラーマンはこれを激しく批判し、MCAがこれらの要求を撤回しないのであれば、連合党はMCAなしで選挙を戦うと警告した。UMNOの激しい反応に対し、MCAは中央執行委員会で採決を行い、89対80の僅差でラーマンの要求に応じることを決定した。その結果、リムと主な改革派グループは党をやめ、保守的な英語教育派であるタン・シュウシンが第3代会長に就任したのである。最終的に、多くの執行委員は、MCAが連合党政府に残り経済政策に直接携わることによって、自分たちの経済的利益を保護することを選んだのである。しかし、こ

の一連の混乱は、MCAに対する中国人の支持を減らす結果となった。1959年の連邦議会選挙でMCAは、ペラ州やセランゴール州など中国人の多い地域で、非マレー人の平等な権利と各民族母語の公用語化を求める人民進歩党(People Progressive Party, PPP)や社会主義戦線(Social Front, SF)など非マレー系野党に敗れるのである<sup>(8)</sup>。

MCAの分裂の直後、中国語教育をマレー語中心の教育体制の中へ同化させる方向付けを明確に示したラーマン・タリブ・レポートが発表され、1961年、このレポートを基礎にした新教育令が公布された。これが第3のピークである。

タリブ・レポートと新教育令に対して、統一中国語学校教員組合と全マラヤ中国語学校経営組合(All-Malaya Chinese School Management Committee Association)を中心とする中国語教育組織や非マレー系野党は、憲法に掲げられた言語と教育に関する基本的権利を侵害するものだとこれを批判した<sup>(9)</sup>。特に、中国語学校の教員は新教育令に対する大規模な反対運動を組織すると共に、MCAに対してUMNOに従属して中国人の利益を代表していないと激しく非難した。こうして高まる反対運動に直面して、政府は運動の中心人物で教員組合会長であるリム・リョングック(Lim Lian Geok, 林連玉)の市民権剝奪と教員免許の取り消しという強硬措置で対応した<sup>(10)</sup>。こうした措置に対して、MCA指導者はこれを黙認したばかりでなく、党員に対して教員組合の集会に参加しないよう警告した。この結果、指導者を失った反対運動は徐々に勢いを弱めていった。その後、多くの中国語中学校が英語学校、つまり国民型学校に移行したことは前章で述べたとおりである。

第4のピークは、1967年の国語法が制定される直前の時期であった。この時の反対運動に関しては前章第3節でMCA青年部と支部の動きについて述べたが、こうしたMCA内の対立が高まる状況に直面して、政府は、UMNOがMCAに若干譲歩する形で国語法案に第3条「この法は、公共の目的に必要と思われる目的のために、連邦政府も

しくは州政府が公文書や通信文を連邦内の他のコミュニティの言語に翻訳する権利になんら影響を及ぼすものではない<sup>(11)</sup>という条項を加えた。この結果に MCA に対する支持は一時高まるのであるが、反対運動の関心は既に次の問題に移っていた。それは、中国語を教育用語とするメルデカ (Merdeka) 大学の設立を求める運動であった。この運動の発端は、文部省が国語法を根拠に全国統一試験でマレー語に合格した者のみに国内外の大学進学を許可することを決めたのに対して、マレー語習得に不利な中国語学校卒業生の高等教育を受ける機会が閉ざされることを懸念した中国語教員組合の組織が、中国語を教育用語とする私立の大学を独自に設立する計画を立てたことであった<sup>(12)</sup>。先の国語法をめぐる運動で MCA を除名されたシム・モウユウを中心とする中国語教員組合組織は、全国の中国人組織を動員して大学設立のための募金活動を展開していた。この運動に対して、非マレー系野党は支持を表明した一方、MCA はマレー人側からの反発とそれによる民族対立の勃発を恐れてこの計画に参加することを拒否した。そして、あくまで多民族が混合した高等教育機関の中で中国語学校卒業生の機会が拡大されるべきであるとして、MCA は、中国人の職業訓練を主目的としながらも英語を教育用語としたトゥンク・アブドゥル・ラーマン・カレッジの設立を提唱する代替案を提示した。しかし、この問題は未解決のまま 1969 年選挙の争点として持ち越されたのである。

以上のように、反対運動は徐々に激しく展開されるようになっていた。それは MCA の分裂と MCA の中国人コミュニティ内での相対的な支持の低下と平行して発展した。また、MCA 内の対立の構図は、英語教育派対中国語教育派、中央対地方、指導部対青年部の 3 種類に大別することができる。しかし、底流にある対立軸は英語教育派対中国語教育派であった。これらの状況は、MCA が、政策決定機関に参加し民族間の調和を促進すると同時に中国人の利益を代表するという相矛盾する政治的姿勢をとらなければならないという

ディレンマの中で、急速に政治化が進む中国語教育派中下層の支持を取りつけることができなかったことを示している。そして、MCA から離れた中国人は、その支持を非マレー系野党に向けていたのであった。

## 第 2 節 反対運動の概念化と結集

この節では、独立以前から発生していた様々な反対運動に共通する主張が概念化された「マレーシア人のマレーシア (Malaysian Malaysia)」について、その内容と政治的な影響について検討したい。「マレーシア人のマレーシア」という理念は、シンガポールの人民行動党 (People's Action Party, PAP) の党首であったリー・クアンユ (Lee Kuan Yew, 李光耀) が唱えたものであり、その主張は、「我々すべてが憲法に忠誠を誓い、互いに尊敬し、人種、言語、宗教にかかわらず、すべてのマレーシア市民が平等な多人種社会の中で、協調しながら幸福に暮らせる国<sup>(13)</sup>」の実現を目指すものであった。PAP の政治理念を見る限り、現存する非マレー系野党の理念とさほど異なるものではない。しかし、ここで重要なのは、第 1 に、「マレーシア人のマレーシア」という政治スローガンを掲げることと言語政策に対する反対運動を概念化したということ、第 2 に、散発的であった反対運動を結集させる契機となったということである。また、この時見られた PAP と UMNO 間の対立は、1969 年の総選挙と「5 月 13 日事件」に大きな影響を与えるのである。シンガポールが合併した 1963 年 9 月 16 日から再び分離する 1965 年 8 月 7 日までを中心に、「マレーシア人のマレーシア」運動の展開を見てみたい。

1963 年 9 月のマレーシア連邦結成後<sup>(14)</sup>、リー・クアンユ率いる PAP は、マラヤ連邦における最終的な政治目的が連合政権で MCA に代わる UMNO の新しいパートナーとなり与党として国政に関与することであったため、1964 年の連邦議会選挙の選挙活動において、MCA を激しく攻撃した。選挙において、PAP は、MCA あるいはマラヤ労働党とマレー系左翼政党の人民党 (Parti

Ra'ayat)の連合である社会主義戦線 SF の両党と直接対決することによって、両者の持つ中国人社会の支持を吸収しマラヤ中国人社会の多数派になることを目論んだ。例えば、リー・クアンユは、「MCA によって代表されている『連合党』内の中国系のリーダーシップは、代替されるべきである。……マラヤの都市部において、MCA のメンバーの貪欲さや愚行に対する反感は高まり、その反感は、選挙において他に抗議票を投じる先がなければ、共産主義者との関係が明白な社会主義戦線 SF さえもが反 MCA 票を得て得票を伸ばすほどである」<sup>(15)</sup>と述べている。

しかし、この選挙の結果は惨敗であった。連邦政府によって確保されている 15 議席と合わせてたった 16 名しか連邦議会に議員を送り込まず、PAP は国政レベルにおいて少数野党になってしまった。惨敗した要因としては、第 1 に、同党の準備不足、第 2 に、UMNO がパートナーとして承認してくれなかったこと<sup>(16)</sup>、第 3 に、インドネシアの「対決 (Confrontation)」政策が激化した結果、外からの圧力に対してマラヤ国家内の団結が強化され連合党に票が流れたことが挙げられる。選挙後、PAP は、連合政権や UMNO やマレー人指導者に対して直接的に批判を行うようになる。

選挙後、PAP と UMNO の関係はますます悪化していく。UMNO が激しく反撥する最大の要因として、PAP がマラヤ政治における暗黙の前提であり一種のタブーであったマレー人の優位的な立場 (primus inter pares) の正当性について言及したことが挙げられる<sup>(17)</sup>。リー・クアンユは、真の土着民は密林に住むオラン・アスリ (Orang Asli) であり、それ以外の住民は、中国人、インド人に限らず、マレー人も同様にせいぜい千年以内に移住してきた移民に過ぎないと論じ、マレー人が土地の子 (Bumiputra) であるとの前提にたつてマレー人に特権を与えることを正当化する議論を否定したのである<sup>(18)</sup>。

この主張は UMNO に PAP に対する感情的反発を生むには十分であった。特に UMNO の青年部などウルトラ (Ultra) と呼ばれたマレー急進派

グループは、リー・クアンユを逮捕し、シンガポール憲法を停止すべきなどと激しく非難した。マレー語新聞も PAP やリー・クアンユを非難する記事を載せるようになっていた。こうして、PAP と UMNO との「言葉の戦争」<sup>(19)</sup> はますますエスカレートしたのである。そして、こうした対立は大衆をも巻き込んだ。1964 年 7 月にシンガポールでマレー人と中国人の間で暴動が発生し、死者 22 名、負傷者 461 名がでる騒ぎとなったのである<sup>(20)</sup>。これは、シンガポールに限定されたものであったが、1969 年にクアラルンプールで起きる人種暴動の前兆であったとも言える。

一方、リー・クアンユは、「マレーシア人のマレーシア」の政治スローガンを前面に打ち出しながら大衆にアピールした。そして、1965 年 5 月 9 日、PAP の呼びかけでシンガポールに 5 つの野党が集まって、「マレーシア人のマレーシア」の理念のもとに、「マレーシア連帯会議 (Malaysian Solidarity Convention, MSC)」が結成された。集合した 5 つの野党はいずれも非マレー系野党か中国人野党であった。具体的に挙げると、PAP、統一民主党 (United Democratic Party, UDP)、人民進歩党 (People's Progressive Party, PPP) そしてサワラクのマチング党 (MACHINDA) とサワラク人民連合党 (Sarawak United People's Party, SUPP) である。特に UDP と PPP について簡単に説明しておく。UDP は、1950 年代の後半に MCA を脱退した改革派グループが中心になって 1962 年 4 月に結成された政党で、会長は元 MCA 第 2 代会長リム・チョンユであった<sup>(21)</sup>。PPP は、1953 年 1 月にペラ州のインド人弁護士であったシーニヴァサガム (Seenivasagam) 兄弟によって結成された党で、多民族政党を標榜するペラ州の地域政党である<sup>(22)</sup>。いずれも、全てのマレーシア市民が平等な権利を享受すべきと主張する、マレーシアにおいて有力な野党であった。連帯会議は宣言の中で、「マレーシア人のマレーシアの理想を支持することは、理論的にも実践においても、マレーシアの様々な人種が人種や宗教でなく共通の政治イデオロギーと共通の社会的・経済的大志

を基礎に政治的に提携できるよう教え勧めることを意味する。それこそが真に自由に繁栄し平等なナショナル・コミュニティの出現を確実にする土台なのである」<sup>(23)</sup>と謳っている。

しかし、こうした動きはマレー人と非マレー人の権利の基本的平等を求める非マレー系野党と UMNO を中心とする与党連合党の対立を顕在化させるだけであった。以上のようにマレーシア国内の民族間の緊張が高まる中で、UMNO の中でもシンガポールが分離した方が良いとする見解が現れてきた。そして、ラーマン首相はシンガポールの分離を決意し、1965 年 8 月 9 日シンガポールは単独国家として独立したのであった。

シンガポールが分離して一見問題は解決したようであった。しかし、言語政策を典型にマレー人優位の国家体制に対するアンチ・テーゼとしての「マレーシア人のマレーシア」の政治理念はマレーシアを離れなかったのである。

- (1) Heng Pek Koon, op. cit., PP9-11.
- (2) Ibid., PP60-61.
- (3) 金子, 前掲論文「多民族国家マレーシアにおける華人政治」, 91 頁。
- (4) MCA の設立に関しては, Heng Pek Koon, op. cit., PP54-59.
- (5) Ibid., PP237-245.
- (6) Margaret, op. cit., P318.
- (7) Ibid., PP319-320.; Heng Pek Koon, op. cit., PP256-257.; R. S. Milne and Diane K. Mauzy, Politics and Government in Malaysia University of British Columbia Press, 1978, PP137-139.
- (8) 1959 年の選挙結果については, K. J. Ratnam, op. cit., PP200-208, PP223-226.; T. E. Smith, "The Malayan Elections of 1959" Pacific Affairs vol. XX, no.1 March 1960, PP 38-47.
- (9) 金子, 前掲論文「多民族国家マレーシアにおける華人政治」, 114 頁。
- (10) 同上, 121 頁。ちなみに、このリム・リヨンゲツ

クは、前述のビッグ・フォーの一人であった。

- (11) Margaret, op. cit., P325.
- (12) 金子, 前掲論文「多民族国家マレーシアにおける華人政治」, 116 頁。
- (13) Josey Alex, Lee Kuan Yew Times Books International, 1968, P266.
- (14) J. P. Ongkili, op. cit., PP154-161.
- (15) Josey Alex, op. cit., P199.
- (16) 長井, 前掲書, 249 頁以下。
- (17) R. S. Milne and Diane K. Mauzy, op. cit., P139.
- (18) 金子芳樹, 「マレーシアの華人系野党と民族問題—60 年代における諸野党の政治路線とその影響—」『松坂政経研究』第 12 巻第 1 号, 松坂大学学術研究会, 平成 6 年, 121 頁。
- (19) 長井, 前掲書, 253 頁。
- (20) 金子, 前掲論文「マレーシアの華人系野党と民族問題」, 121 頁。
- (21) 同上, 115 頁以下。R. K. Vasil, Politics in A Plural Society Australian Institute of International Affairs, 1971, PP252-269.
- (22) 同上, 112 頁以下。R. K. Vasil, Ibid., PP222-252.
- (23) J. P. Ongkili, op. cit., P184.

### 第 3 章 1969 年総選挙と人種暴動

本章では、「人種暴動」の直接的な発生原因となった 1969 年の総選挙と人種暴動に至る過程について見てみたい。第 1 節で、まず野党の特徴とそれらの政治理念について触れた後、与党連合党も含めた、各政党の選挙活動を見る。そして、第 2 節で選挙結果と投票結果が発表された 5 月 11 日から暴動が起こる 13 日の夕方までの状況を見る。

#### 第 1 節 野党と 1969 年の総選挙

1969 年の総選挙で積極的な選挙活動を行った野党は、民主行動党 DAP, マレーシア民政運動党 GRM, 人民進歩党 PPP, 汎マラヤイスラム党 (Pan Malayan Islamic Party, PMIP) である。

DAP と GRM と PPP はいずれも非マレー人を支持層とする非マレー系野党であるが、その選挙活動と政治理念はそれぞれに特徴を持つ。

DAP は、1966 年 3 月に政党として正式に登録されたが、実際には PAP のマラヤ各州支部として 1964 年選挙前に活動を始め、シンガポール分離後に DAP と名称を変更したに過ぎない。同党の指導者層や立候補者は、中国人で若い英語教育派で医師などのような専門職業従事者が多い。これは、中国系与党 MCA と著しく異なる点である。MCA の候補者の多くは 40 才以上のビジネスマンが多かった<sup>(4)</sup>。

同党は、PAP の継承者という性格からもわかるように、「マレーシア人のマレーシア」を政治理念として掲げ、その政治路線の最大の特徴は、連合党政府のマレー人優先政策に対する直接的な批判と非マレー人の権利拡大要求である。政治綱領の中で、「実際連合党政府が代表しているのはマレー人の『もてない層』ではなく、『連合党』に代表される『封建領主＝買弁業者連合』の階層なのである。憲法で定められたマレー人の特権は、一部のマレー人資本家を生み出したに過ぎない。彼らが中国人とインド人の一部富裕層と結託して私腹を肥やす反面、マレー人の貧困層ならびに中国人とインド人労働者層の生活水準は以前低迷したままである」<sup>(5)</sup>と述べている。

GRM は、1968 年 3 月に結成された。同党結成の中心となったのは、元 MCA 第 2 代会長で MCA 脱退後、統一民主党 UDP<sup>(6)</sup> の会長をしていたリム・チュンユと、労働党の中心的指導者であったタン・チークン (Tan Chee Khoo, 陳志勤) であった。労働党<sup>(4)</sup>は、1952 年から合法の左翼政党として最大の非マレー系野党の地位にあったが、中国の文化大革命の影響を受けて急進化した中国語教育派のグループが台頭していた。そうした動きに失望していたタン・チークンら英語教育派が、多民族協調路線を打ち出しながら支持層を全国的に拡大できずにいた UDP と 1967 年後半から話し合いをし、労働党を離党した後に GRM を結成したのであった。ちなみに、労働党は、イ

ンドネシアとの対決期に親インドネシア的として政府が厳しくとり締まるようになり、1967 年 11 月にペナンで起こった暴動の首謀者として党員が大量に逮捕され、さらに英語教育派指導者グループの離党の結果、党の活動が機能しなくなり、1968 年 12 月に労働党所属の議員の辞職を行い、ついで 1969 年の総選挙のボイコットを決定した。

同党の特徴は、その政治理念として、1968 年 4 月の宣言で「我々は、現在マレーシアに存在する多数のコミュニティーから発展するマレーシア国家 (nationhood) の達成に努める。……我々は、文化的、宗教的、民族的な均一性よりむしろ、独立国家の重大な要素として共通の経験と共通の運命にあるという意識を重要視する」<sup>(5)</sup>と述べているように、多民族協調主義を徹底するという政治路線にある。それは、初代会長にマレー人でシンガポール大学の教授であるサイド・フセイン・アラタス (Syed Hussein bin Alatas) を置くなど、人事や候補者選びにも反映された。さらに、コミユナルな感情を呼び起こすような表現は極力抑制された。「我々全ての目的である平等、正義、共通の機会のために」という題の宣言書<sup>(6)</sup>では、マレー人の優先政策については言葉を濁している。こうした同党の政治姿勢は選挙戦においても継続され、連合政府に対する直接的な批判を展開し 1969 年選挙戦においてコミユナルな傾向を強めた DAP とはまったく異なっていた。

前節で述べたように、PPP は、1953 年にインド人の弁護士シーニヴァサガム兄弟によって結成された多民族協調主義を掲げるペラ州の地域政党である。同党は、1956 年のラザク・レポートの発表直後におこった反対運動に素早く同調し、非マレー人の利益を積極的に主張したため、1957 年 11 月にイポー市で行われた連邦議会補欠選挙では、前回の選挙で敗退したシーニヴァサガム弟が MCA 候補を破って初当選しており、その後ペラ州では常に野党第一党である。

同党の政治理念は、1959 年及び 1964 年選挙の「平等と進歩のための青写真」と題された公約の中で、民族間の平等な権利やマレー人の特権を定め

た現行憲法の改正などを主張している。同党の主張は、DAP や GRM の主張の先駆けであったのである。

PMIP は、マレーの急進的な宗教政党で最大のマレー系野党である。「イスラム国家とマレー人国家の確立」を目標として掲げている<sup>(7)</sup>。イスラムの指導者とマレー・ナショナリストが集合して 1951 年に結成された団体であり、UMNO が市民権に関して出生地主義の原則を採用すると非マレー人に対して譲歩したことに反発して政治活動を始めた<sup>(8)</sup>。

同党の支持基盤は、マレー人農民である。党と草の根レベルの間の仲介者として存在するのが、地域社会のリーダーである、農村の宗教家とマレー語学校の教師である。

また、同党の政治理念は、(1) 非マレー人に対する市民権取得の制限と移民の排除、(2) イスラム国家の確立、(3) マレー語とマレー文化の保護であり、「マレーシア人のマレーシア」とは対極にある。さらに、連合党に対しては、(1) 民族間の調和は表面的なものであり、(2) 国の富の 90% が非マレー人の手中にあるとして、その実効性を激しく批判している<sup>(9)</sup>。このように、非マレー人のもつ経済力に対する恐怖と UMNO の指導者に対する不満を煽ることによって、マレー人、特に貧困農民の支持を吸収しているのである。

では、以上の野党各党と与党連合党はどのような選挙活動<sup>(10)</sup>を行ったのであろうか。3月20日に連邦議会が解散した時、選挙に対して楽観的であった。なぜなら、前年に行われた4度の補欠選挙で3度勝利し、特に、中国人が多く労働党の強い選挙区であるセランゴール州のセルダンバル (Serdang Bahru) で、連合党の候補者が DAP, GRM を破って勝利していたからである<sup>(11)</sup>。この時、既に労働党は選挙をボイコットしている。

一方、PMIP を除く全ての野党では、反連合党票を分散させないために各政党の立候補者が互いに同一の選挙区で競合しないよう取り決めがなされていた。マレーシアの連邦議会選挙は小選挙区制のため、過去の選挙では1つの選挙区で野党の

候補者が競合し、反連合党票が分散してしまうことが多かったのである。各党は、あらゆる選挙区でそれぞれの組織力と支持率を評価して候補者を決める選挙区割りを行い、同一の選挙区で互いの候補者が競合しないように調整した。その結果、非マレー人の人口がマレー人より優勢である選挙区を中心に、DAP が 24 名、GRM が 14 名、PPP が 6 名の候補者を立てた。半島マレーシアにおける 104 の選挙区のうち、マレー人が多数を占める選挙区が 64、非マレー人が多数を占める選挙区が 40 であった<sup>(12)</sup>。

非マレー系野党である DAP, GRM, PPP の間で、互いに同じ選挙区で競合しないように協力関係が組まれたことは、この選挙でこれらの政党が獲得議席を伸ばす最大の要因であった。今回これらの非マレー系野党の間でこのような協力関係が成立した要因として、まず、労働党の左翼化と分裂が挙げられる。更に、DAP が元来 PAP であり、UDP と PPP が 1965 年にリー・クアンユの呼びかけの下に結成された「マレーシア連帯会議 (MSC)」に参加しているという事実から、連帯会議の経験と「マレーシア人のマレーシア」の政治理念であったということが出来る。「マレーシア人のマレーシア」という共通目標の設定とそれへの結集が今回の協力関係成立の大きな要因であったのである。

このように非マレー系野党が協力関係を組んだことは、選挙において、マレー人对非マレー人というコミユナルな対立構図を明確に浮かび上がらせることとなった。それは、選挙戦にも反映することになる。候補者の演説で各民族のコミユナルな感情を刺激するような発言が目立つようになるのである。特に、選挙戦においてコミユナルな傾向が強かった政党は、DAP と PMIP であった。

DAP は、「マレーシア人のマレーシア」の政治スローガンを掲げながらマレー人の特権を批判し、マレー人優先政策を施行している連合党を批判した。特に、その批判は中国系与党である MCA に向けられた。DAP は、MCA がムルデカ大学の設立に批判的であることを例に出しながら、同党

がもはや中国人を代表する党でないばかりか中国人の利益を売る裏切り者であると訴えた。更に、彼らの主張はマレー人に対しても向けられ、マレー人のマレー文化の優越性という自負は陳腐なジョークであると述べた。選挙戦が深まるにつれ同党の主張は過激さを強めた。同党がその選挙活動と主張においてコミユナル色を強めることによって、同党の主張する「マレーシア人のマレーシア」は、結果として当初の多民族協調主義の理念から離れ、中国人のコミユナルな主張を代弁するものとなっていた。

PPPも当初は会長であったD.R. シーニヴァサガムの急死のため静かであったが、徐々にDAPに合わせてコミユナルな主張を行うようになった。PPPは、マレー人の特権を批判すると同時に、「マレーシア人のマレーシア」がマレー人のマレーシアに対するアンチテーゼであり、二つが同時に共存することはあり得ないと主張した<sup>(13)</sup>。この主張が、有権者特にマレー人に、「マレーシア人のマレーシア」が非マレー人を擁護しかつマレー人を攻撃するものであるという印象を与えるには十分であった。

PMIPは、マレーシアがマレー人の国であると主張しながら、連合党政権を激しく批判した。言語政策に関して、「マレー語を公用語とするという憲法公約は十分に実行されていない。英語が教育用語として支配し続け、中国語とタミル語が認められている国民教育政策は面汚しである」<sup>(14)</sup>などと批判した。特にこの批判は、非マレー人に対する譲歩と見られた国語法成立の後だけに、激しく行われた。そして、マレー人に唯一残っていた政治的優位もこうした連合党の政策によって蝕まれたと主張して、マレー人の危機感を煽ったのである。選挙戦が終盤になると、更に過激な行動が取られた。選挙の2日前、同党の支持基盤であるケダ州ではある写真が同党によってばらまかれた。それは、教育相であったキール・ジョハリ夫妻が中国の民族衣装を着ている写真であった<sup>(15)</sup>。中には、首相であるラーマンが箸を持って焼き豚を食べているという合成写真もあったという<sup>(16)</sup>。

こうしたDAPとPMIPの攻撃に対して、連合党は、従来通りこれまでの国家経済発展の功績と今後の経済開発援助の継続をアピールしながらも、徐々にコミユナルな傾向を強めていった。例えば、ラーマンは、PMIPがDAPとシンガポール政府から資金援助を得ているという発言を行った<sup>(17)</sup>。これは、政治理念や支持者層の点で両極にある両党の性格から、マレー人と中国人の有権者のコミユナルな感情を利用しようとする作戦であった。また、ムルデカ大学設立運動を批判したためDAPから激しく攻撃されていたMCAでは、一部の候補者が党規を破りこの運動に対する支持を表明していた。こうした混乱に直面して、MCA会長タン・シュウシンは4月30日不承不承ながらこの運動を認めた。このように、連合党のコミユナルな傾向も強まっていったのである。

一方、GRMは基本的に民衆のコミユナルな感情を刺激する発言を控えた。同党は、連合党に対する時も、連合党政府の腐敗と専制を非難した。そして、連合党が恣意的に憲法を改正することを防ぐために、連合党の議席を3分の2以下に減らそうと訴えた。また、多民族協調主義を掲げる彼らの政治理念は選挙活動にも現れていた。例えば、GRMのある候補者は、集会において、マレー語と英語とタミル語の3言語を交互に使い分けながら、平等な教育政策の実現を訴え、そして共通の展望と共通の運命を共有するマレーシア人による統合された平等な社会の確立を強調したのである<sup>(18)</sup>。同党が選挙戦の中で唱えた「マレーシア人のマレーシア」は、DAPやPPPと比べ、多民族協調主義の理念に忠実であり、マレーシア市民としての正当な権利を要求するものであったと言える。

高まるコミユナルな傾向は政党だけではなく、それは民衆も同じであった。この選挙期間中2つの殺人事件が起きている。4月24日、ペナンでUMNO党員のエンチ・カシム・オマール(Enche Kassim Omar)が選挙運動に関するもつれから殺害された。その時、彼の体は赤いペンキで塗られていた<sup>(19)</sup>。そして、投票日直前の5月4

日、クアラルンプール郊外で労働党党员の中国人の青年リム・サンセン (Lim Sun Seng) が選挙ボイコットの宣伝中に取り締りにあつた警官に射殺されるという事件が発生した<sup>(20)</sup>。この事件は特にマレー人、中国人の両方に大きな影響を与えた。なぜなら、投票日の前日、政府の許可のもと中国人を中心に「葬式の行進 (funeral procession)」がクアラルンプールで行われたからである。大きな混乱は起きなかったが、その行進には千人以上の人が参加し、中には赤旗や「毛沢東思想」と書かれた旗を振る者や「インターナショナル」を歌う者、そして「血には血を、暴力には暴力を」と叫ぶ者もいたのであった<sup>(21)</sup>。以上のように、5月10日の投票日が近づくにつれて、マレー人对中国人のコミユナルな対立の雰囲気が高まっていたのである。

## 第2節 選挙結果<sup>(22)</sup>と人種暴動の勃発

選挙の結果、与党連合党は、過半数を維持したものの、議席と得票率を大幅に減らすことになった。前回の89議席から66議席となり、得票率も58.5%から48.4%に減ったのである<sup>(23)</sup>。そして、66議席という議席数は、野党の訴え通り憲法改正に必要な連邦議会における安定多数である全議席の3分の2を下回るものであった。更に、数人の現閣僚や各党の中心的な指導者が落選した。情報通信大臣のセヌ・ビン・アブデウール (Senu bin Abdul Rahman)、MCAの副会長で通商産業大臣のリム・スイアン (Lim Swee Aun、林端安)、MCAの中央執行委員で社会福祉大臣のング・カムポー (Ng Kam Poh、呉綿波)、MCA幹事長のカム・ウンワー (Kam Woon Wah、甘文華)、UMNOのウルトラグループの若手リーダーのマハティール・ビン・モハンマド (Mahathir bin Mohanmad)らが、いずれもUMNOはPMIPの、MCAはDAPもしくはGRMの候補者に負けたのである。また、連合党の中でも、MCAの獲得議席数の減少は際立っていた。連邦議会でも前回の27議席から13議席へ、と激減したのである。

これに対して、野党、特に非マレー系野党は議

席数を大幅に伸ばした。そのほとんどがMCAとの直接対決の選挙区であり、MCAの減少分と労働党の選挙ボイコットにより浮動票化した票を取り込んだ結果、DAPが13議席、GRMが8議席、PPPが4議席を獲得した。前回の選挙では、PPPが2議席、UDPが1議席、PAPが1議席、社会主義戦線SFが2議席であるから、非マレー系野党の合計獲得議席は、6議席から25議席に大幅に躍進したのである。PMIPを除く野党の得票数を前回の選挙と比べると、前回は約55万票であるのに対し今回は約58万票で、非マレー系の野党票はそれほど伸びていない<sup>(24)</sup>。むしろ、59年の非マレー系の野党票数は約41万票であることから、すでに前回の段階で非マレー人の多くが連合党に不満を持っていたことがわかる。つまり、前回分裂していた非マレー系野党が「マレーシア人のマレーシア」の政治理念の下に結集したことによって、非マレー人の反連合党票が分散せずに生きたということである。また、非マレー系野党の躍進は州議会の結果でも顕著に現れた。中でも、非マレー人の人口が優勢であるペナン州、セランゴール州、ペラ州において、DAP、GRM、PPP各党が各州議会で半数または過半数を得、ペナン州では、GRMが州議会の全議席24議席中16議席を獲得して州政権を担うこととなった。また、セランゴール州では、DAP 9、GRM 4、無所属1の計14議席となり、連合党の14議席と同数を獲得した。ペラ州では、全議席数40のうち、PPP 12、DAP 6、GRM 2で計20議席を占め、連合党は19議席で、PMIPの1議席を除いて非マレー系野党が連合党を上回ったのである。

他方、マレー系野党のPMIPも議席数と得票数を伸ばした。連邦議会においては前回の9議席から12議席に、州議会は25議席から40議席に上昇した。しかし、特筆すべきは、獲得したマレー人票がUMNOの獲得したマレー人票とほぼ同数ということである。そして、マレー人票が前回より約60%も上昇していることである<sup>(25)</sup>。1964年から1969年の間に連合党のマレー人票がPMIPに移ったのである。特に、マレー人人口の圧倒的に

多いケダ州、トレガンヌ州で躍進し、クランタン州の州政権を堅持した。

投票日の翌日、この結果に直面して、連合党はショックを受けた。特に、大きく議席数を減らした MCA の会長タン・シュウシンは困憊していた。そして、彼は、選挙期間中を通して高まったコミューナルな傾向を危惧して、「選挙期間中に生まれたコミューナルな感情を消すことが必要である。なぜなら、この国はそれに対して十分に対処できないからである。選挙キャンペーンの間コミューナリズムを刺激して成功することは重要かもしれない。しかし、我々は、これらの戦略が選挙後の今となっては続かないであろうことを願う」<sup>(26)</sup>と述べている。

しかし、彼の危惧した状況は収まらなかった。選挙期間中に高まったコミューナルな対立は選挙後も続いたのである。同日クアラルンプールでは、GRM と DAP の勝利を祝う小規模なデモがそれぞれ自然発生的に起きていた。GRM のデモでは、「クアラルンプールは今、中国系住民のものとなった」という叫び声が発せられた。DAP のデモはさらに過激であった。彼らは標的を警察とマレー人に向け、「全てのマレー人の警察官を焼いてしまえ」「マレー人に死を、原住民はジャングルに戻れ」などと叫びながら首都中を駆けめぐった<sup>(27)</sup>。

デモは次の日も行われた。GRM は、タン・チークンが警察の許可を得て、彼自身と他 4 人の当選者が参加しながら、4,000 人以上が参加した勝利行進を行った。他方、DAP は、無許可のまま、同じような勝利行進を行った。彼らは明らかに挑発的であり、マレー人に向かって「マレー人は出ていけ」「マレー人は村へ帰れ」などと繰り返した。すでに、政治家たちはデモを統制することができなくなっていた。

このように連日行われる過激で挑発的な非マレー人のデモに直面して、マレー人の中にも UMNO の勝利行進の実施を求める声が出てきた。そして、13 日夜 7 時にクアラルンプールの郊外にあるマレー人の居住地カンボンバル (Kampong Baru) のセランゴール州知事ダトー・

ハルン (Dato Harun) の家の前からスタートすることが決められた。この計画はマレー人の中にすぐ広まるとともに、何台ものトラックが周囲の村を回って多くのマレー人青年達を連れてきた。

こうして UMNO の行進の計画が進む中、13 日の午後、MCA 会長タン・シュウシンが、同党が内閣に参加しないことを発表した。これは、選挙で惨敗したことが明らかになった時、コウ・カイボー (Khaw Kai Boh) が提案した戦略であった。彼は、MCA の今までの真の業績を中国人コミュニティに劇的に示す必要があると考えた。そして、内閣から撤退することによって、もし MCA が政策決定に参加しなければ中国人がどうなるかを中国人コミュニティに知らしめるという戦略を指導者たちに提案したのであった。ラーマン首相やラザクはこの提案に難色を示したが、最終的には、一時的便法であり、かつ MCA の希望であるということ同意した<sup>(28)</sup>。

この発表は、UMNO のデモの噂と共にクアラルンプールに広まり、特に中国人を不安にさせた。また、この頃、クアラルンプールでは様々なデモが流れていた。例えば、非マレー人が UMNO のデモを攻撃するというものや、中には、マレー人の女性と子供が中国人によって殺されたというデモまであった<sup>(29)</sup>。

夕方になり、カンボンバルに向かういくつかの若いマレー人のグループがあった。そして、6 時頃、UMNO のデモは始まる前に暴動が発生したのである。

- (1) Karl von Vorys, op. cit., PP260-261.
- (2) 金子, 前掲論文, 「マレーシアの華人系野党と民族問題」, 126 頁。
- (3) UDP に関しては, R. K. Vasil, op. cit., PP 252-268 参照。
- (4) 労働党に関しては, Ibid., PP 93-166 PP 183-221 が詳しい。
- (5) J. P. Ongkili, op. cit., P198.
- (6) Karl von Vorys, op. cit., P269.
- (7) K. J. Ratnam, op. cit., PP165-169.

- (8) R. S. Milnes and D. K. Mauzy, op. cit., PP 142-146.
- (9) Karl von Vorys, op. cit., PP271-272.
- (10) 1969年総選挙の各政党の選挙活動については、Karl von Vorys, op. cit., PP 251-306. に詳細に記述されている。本節も、同著を参考にした。
- (11) Karl von Vorys, op. cit., P259.
- (12) K. J. Ratnam and R. S. Milne, "The 1969 Parliamentary Election in West Malaysia" Pacific Affairs vol.XL III, no.2, summer 1970, P206.
- (13) J. P. Ongkili, op. cit., PP200-201.
- (14) Ibid., P278.
- (15) Ibid., PP 285-286.
- (16) イスラムにとって、豚は不浄の動物であり、その肉を食べることは禁じられている。
- (17) J. P. Ongkili, op. cit., P 284. 長井, 前掲書, 262頁。
- (18) Ibid., PP280-281.
- (19) Ibid., P278.
- (20) Straits Times, 5 May, 1969.
- (21) Karl von Vorys, op. cit., PP286-288.
- (22) 選挙結果とその分析については、K. J. Ratnam, op. cit., PP203-226.; Karl von Vorys, op. cit., PP289-307.; J. P. Ongkili, op. cit., PP199-203.; Straits Times, 12 May 1969. を参考している。
- (23) K. J. Ratnam and R. S. Milne, op. cit., P203.
- (24) Karl von Vorys, op. cit., P304.
- (25) Ibid., P304.
- (26) Ibid., P310.
- (27) Ibid., PP314-315.
- (28) Ibid., PP310-325. 長井, 前掲書, 266頁以下。
- (29) Ibid., P329.; J. P. Ongkili, op. cit., P207.

## 終 章

人種暴動発生後、翌14日、国王(Yang di-Per-tuan Agong)は連邦憲法第150条第1項の規定により非常事態宣言を敷き、憲法と議会が停止され

た。ついで15日、ラーマン首相は国家の安定と均衡を回復する装置として全権を負う国家運営評議会の設置とその議長に副首相のラザクを任命することを決定し、17日ラザク議長のもとにUMNO, MCA, MICの代表者と参謀総長、警察総監、外務次官、総務長官をメンバーとする評議会が始動した。こうして、マレーシア政府は暴動後の対策に乗り出した。

ラーマンから実質的な権限を委譲されたラザク議長とした国家運営評議会は、人種暴動の要因についての政府の見解を反映した形で、新たな政策方針や路線を次々と発表した。7月1日、ラザク議長は、国家運営評議会の名の下に新たな経済政策を発表した。その内容は、政府の主導の下、適当な工業業種の選定と企業に対する優遇措置を行い、また工業化の力点を農村の開発にも置くことによって、都市と農村の失業者に雇用を与え生活水準を向上させること、というもので後に正式に発表されるプミプトラ政策と呼ばれる新経済政策の骨子となった<sup>(1)</sup>。つまり、この政策は政府主導の下に主にマレー人の経済的な地位の向上を促進することを意味したのである。ついで7月10日には新しい教育方針が発表され、1970年度から英語小学校の1年生で英語と生徒の母語の授業を除く全科目をマレー語で教育することが決まり、さらに1978年には中学校3年生まで、そして1983年には大学1年生までマレー語で教育するように目標が立てられた<sup>(2)</sup>。政府はマレー語の教育用語化と公用語化を強化することを決めたのである。

以上のような新たな政策方針を具体化しかつ議会制民主主義の下にマレーシア国家を再出発させるために、いくつかの重要な理念や政策が1970年半ばから翌年にかけて発表される。これらは人種暴動後のマレーシアの方向性を決める上で非常に重要であった。

まず最初は、1970年7月30日に国家運営評議会が公布した緊急条例(Emergency <Essential Powers> Ordinance No.45, 1970)である。これは治安条例(Sedition Ordinance)を改正したものであった。これによって、市民権、国語、マレー

人の特権、スルタンの地位、イスラムの地位、他の民族の合法的権利などに関する「憲法上の規定により確立され保護されたいかなる問題、権利、地位、特権、主権、優先権に疑問をはさむ」傾向のある発言、印刷あるいは出版を行った者は罰せられることになった<sup>(3)</sup>。

そして、1970年8月31日の独立記念日に国王によって「ルクネガラ (Rukunegara, 国家理念)」が発表された。国王は、(1) 神への信仰、(2) 国王および国家への忠誠、(3) 憲法の遵守、(4) 法による統治、(5) 良識ある行動と特性、を国民の守るべき5つの原則として掲げた<sup>(4)</sup>。これは、事実上今後の政府の政策に対してそれを認め従うことを要請するものであった。つまり、政府を激しく批判する者、特にコミユナルな発言を伴って批判する者は、「ルクネガラ」に反する者となってしまうのである。そして、「ルクネガラ」に反することを具体的に示したのが、次に記す提案である。

9月22日、ラーマン首相が辞任して、ラザク副首相が第2代首相に就任し、翌日ラーマン政権の主要閣僚を引き継いだラザク政権が発足した。1971年1月22日、ラザク政府は『国民の調和に向かって (Toward National Harmony)』という白書を発表した。これは非常事態を解き議会を再開する目前に発表された。白書は、「(1) 議会制民主主義を円滑に機能させるために公的な議論の領域から敏感な問題を取り除くこと、そして、(2) 国民生活の一定の活動分野における人種的な不均衡を是正すること」を実現させるために憲法改正を提案した<sup>(5)</sup>。(1)は具体的には、「ルクネガラ」と、スルタンの地位、非マレー人の市民権、マレー人の特権、イスラムの地位、国語などの敏感な問題 (sensitive issue) として扱われる論題に関して公的に批判したり疑問を投げかけたりすることを禁止することである。他方、(2)は、マレー人の進出のない分野をなくすために高等教育機関におけるマレー人の比率を高めることであった。

これらの緊急条例、「ルクネガラ」、敏感な問題の国会討議の禁止は、議会制民主主義に復帰するものの議会の役割と権力を減退させ、逆に政府の

権限を大幅に強化することになった。そして、人種暴動後に創設されたこの政治枠組みは現在まで維持されているのである。

以上のように、戦後常に論議されてきた問題に関して一定の封印を課した上で、もう一つの重要課題であるマレー人の経済的地位の向上を目的とした政策が発表された。1971年5月27日、政府は新経済政策として「第2次マレーシア計画」の概要を発表した。この計画は、国家の団結 (National unity) を達成するために「(1) 人種を問わず、全てのマレーシア人の所得水準と雇用の機会を改善することによって貧困を根絶すること、(2) 経済的機能と人種が等置されている状況を排除し、最終的にはなくすため、経済的な不均衡を是正するようなマレーシア社会の構造的な変革を促進する。この目的達成のために、農村生活の近代化、都市機能の迅速で均衡のとれた発展、あらゆるカテゴリーとレベルの活動分野におけるマレー人の商業人・産業人の創出が含まれる。その結果、マレー人とその他の土着住民が国家の経済生活のあらゆる側面において完全なパートナーとなる」ことを政策の目標と指針に掲げたのである<sup>(6)</sup>。人種を問わずと述べているが、マレー人の経済的・社会的地位の向上が第一目標であることは明白であった。「第2次マレーシア計画」は、あらゆる面でマレー人を優遇するものであったため、「ブミプトラ政策」と呼ばれ、現在まで維持されているのである。

「ブミプトラ政策」の一環として、言語政策も重要視された。マレー語の公用語の地位を強化すると共に、マレー人の経済的・社会的地位を向上させる手段つまりマレー人の人材育成を促進する手段として、教育制度におけるマレー語の使用を拡大していった。人種暴動直後に政府が発表した教育方針どおりに1970年度からマレー語が小中英語学校の教育用語に導入され、1982年までに全中学校で英語と各民族母語の授業以外においてマレー語が使用されるようになった<sup>(7)</sup>。国民型学校として中国語とタミル語を教育用語とする小学校は存続したが、中学校はマレー語を教育用語とし

た国民学校しか存在しなくなったのである。英語学校の廃止はどの民族とりわけ英語教育を希望するものにとって大きな衝撃であった。すでに一定の教科でマレー語が導入されていたが、それまで英語は実質的に重要な教育用語として存続していたからである。また、人材育成という点から、政府がより重要視したのは大学教育であった。大学に進学するマレー人は非マレー人と比較して極端に少なく、とりわけ理学学部におけるマレー人生徒の割合が少なかった。政府は、奨学金制度、試験制度、大学入学制度<sup>(6)</sup>においてマレー人生徒を他の民族に優先させる政策をとることによって、マレー人生徒の大学進学を促進した。その結果、工学部、理学部、医学部のマレー人生徒の割合の推移を見てみると、1970年度では1.3%、12.4%、17.2%であったのが、1975年度では31.9%、25.8%、39.1%に増加した<sup>(7)</sup>。さらに、大学の教育用語のマレー語化も漸次進められた。マレー語が直ちに全学部を導入されることは不可能であったため、1983年から大学1年生でマレー語を教育用語とする計画が実行された。教育制度において初等教育から高等教育まで一貫して国語であるマレー語が教育用語となることは、マレー語の未成熟性を克服することであり、真の国語としての地位を獲得することであった。そして、それはマレー人の人材育成を一層促進することと同時に、非マレー人に高度なコミュニケーションが可能なほどのマレー語能力を要求することを意味していたのである。

暴動後政府の政策は転換されたが、変化は政治の場にも起きた。それは、国民戦線 (Barisan Nasional, National Front) の結成である<sup>(10)</sup>。1972年に入るとラザク首相は、69年の選挙後のMCAの弱体化を補完するために野党との連合を計画した。連邦議会における野党勢力とペナン、クランタン各州の野党政権は、ラザクにとって、暴動後の政府の政策を遂行していく上で不安定要素であった。ラザクは、まず初めに州レベルで野党と連合を組み、その後連邦レベルに拡大するという戦略をとった。2月に、ラザクはGRMの会長で

ペナン州首相であるリム・チュンユと合い、ペナン州において連合政府をつくることで合意した。ついで、4月にペラ州でPPPと連合を組むことで合意した。数か月後、両党と連邦においても連合を組むことで合意に達した。さらに、クランタン州で政権を担いトレガンヌ、ケダ州で多数党であるPMIPにも、連合を申し入れた。長い交渉の結果、9月に州と連邦において連合政府をつくることで合意に達した。これらの党が連合を結成することに合意した理由は、概して、連合党と連合することによって受ける州に対する財政的な援助や、連邦レベルで政権に参加することによって受ける政治的、経済的利点であった。こうして、連合党、GRM、PPP、PMIPから成る国民戦線が成立し、ラザク政府は国民戦線の下でプミプトラ政策を推進していくことになったのである。このことは、UMNOを中心としたマレー人優位の政治枠組みが強化されたに他ならなかった。

あらゆる面においてマレー人優位の体制が確立されていったが、非マレー人の不満はなおも存続し続けた。例えば、1978年には前年10月から中国人のための大学としてのムルデカ大学の設立運動が盛り上がり、同年1月30日に4,270団体の署名を集めた設立許可申請書が国王に提出され、国民戦線に参加せず最大の野党となったDAPもこれを積極的に推進した<sup>(11)</sup>。同年7月に行われた総選挙では、国民戦線が圧倒的な勝利を収めたが、一方でDAPは9から15へと議席を伸ばし、中国人の不満の高まりを示した。選挙後、当時の教育相であったムサ・ヒタムは、ムルデカ大学が私立で中国語を教育用語とし中国語学校の卒業生のみを対象にしているため、認められないことを明らかにした。そして、10月22日に予定されていた大学設立のための中国人集会も治安法によって禁止され、この運動も終わったのである。また、この運動の他にも、政府の言語政策に対する中国人の不満の現れとして、私立の中国語中学校の数の増加が挙げられる。1982年には、半島マレーシアだけで37校を数え、1961年新教育令の公布時より20校も増えているのである<sup>(12)</sup>。このように、非マ

レー人の政府のプミプトラ政策に対する不満は常に潜在しているのである。

以上のように、「人種暴動」後政治体制は大きく変化し、その体制の中で民族間の権力配分のバランスをマレー人側に有利な方向へ向ける政策が実施されるようになった。換言すれば、国民統合において、マレー・ナショナリズムを反映した政策がより強化される方向で進められるようになったのである。

これまで見てきたように、1969年までは政治面と文化面でマレー人が優位に立つ体制において、言語政策は戦後出現したマレー・ナショナリズムを反映する形で進められてきた。しかし、逆に言えば、これは非マレー人に対して持つマレー人の不安感や劣等感の現れであった。つまり、マレー人にとって、経済力や教育などを通して近代化に迅速に適応する非マレー人特に中国人は、イギリス植民地政府の保護のなくなった独立国家マラヤにおいて、パートナーというより大きな脅威であったのである。そして、それらの不安感や劣等感を緩和させ、マレーシアが自分たちの国であることを正当化する一つの道具が言語政策であった。その意味で、69年までの言語政策は、ネイティブであるマレー人にとって、経済力を背景に大きな力を持つ非マレー人勢力に対する「自己防衛政策」であった。他方、中国人を中心とする非マレー人は、市民権の獲得などを通して政治意識を覚醒させると共に言語政策に対して不満を持つようになった。それは、言語政策にマレー・ナショナリズムを感じたからにほかならなかった。その非マレー人の不満は、「マレーシア人のマレーシア」の政治理念の下に結集した。言語政策が教育用語や公用語などで実生活の場に浸透するにつれて高まった「マレーシア人のマレーシア」は、マレー・ナショナリズムに対する対抗ナショナリズムの性格を帯びていたのである。

このような「マレーシア人のマレーシア」の出現は、マレー・ナショナリズムの攻撃性を強める結果となった。互いに攻撃性を高めた結果勃発したのが「人種暴動」であった。「人種暴動」は、マ

レー・ナショナリズムと「マレーシア人のマレーシア」の対立が絶頂に達した瞬間であった。両者は互いに排除の論理を持つものとなっていたのである。

しかし、暴動自体は、マレー・ナショナリズムの攻撃性が顕著に現れたものとなった。国家の物理的強制力がマレー・ナショナリズムに加担し、暴動の当事者となったのである。暴動の被害者のほとんどが中国人であるという事実がそれを証明している。

暴動を契機に加速したマレー・ナショナリズムの攻撃性は、その後のマレーシアの政治体制や政策に大きな影響を与えた。それは先に述べたとおりである。言語政策に関して言えば、「人種暴動」は、自己防衛政策からより攻撃的な政策へと転換させる契機となったのである。それは、国民統合においても同じであった。独立当初の共通のナショナル・アイデンティティーを創造するという国家目標は、実質的に後退することになったのである。しかし、このことは「マレーシア人のマレーシア」を減退させたことにはならない。先に述べたように、政府の政策に対する非マレー人の不満は収まるどころかむしろ高まっている様にさえ見える。それが表面化するのを強制力によって抑えているのである。このことは、国民統合におけるマレー・ナショナリズム対「マレーシア人のマレーシア」の構造的な対立軸が常にマレーシアに内在していることを示しているのである。

最後に、最近のマレーシアの言語政策について簡単に述べておきたい。近年、政府はマレー人に対しても中国語の習得を奨励するようになった。1995年の新教育令において、2000年までに全国すべての小学校で中国語を正規の授業として導入する方針が示された。その方針を裏づけるように、90年代に入り中国系の学校で学ぶマレー人の子弟が急速に増加し、5年間で3倍近くになるという。更に、こうした傾向に対して、マハティール首相は、「独立以来進めてきたマレー語の単一言語政策は、国民の団結にとって最良の方法とは言えない」と述べている<sup>(13)</sup>。これは、高度経済成長を

続けるマレーシアの自信の現れであり、また、中国や台湾との経済関係が密接になり中国語の重要度が増した結果でもある。また、経済発展を背景にマレー・ナショナリズムが軟化してきたことを示しているのかもしれない。しかし、これが本当に理想としての「マレーシア人のマレーシア」の確立に向かうものであるのか。更に、経済発展が止まった時、マレー・ナショナリズム対「マレーシア人のマレーシア」の対立は果たして再燃するのかどうか。マレーシアの課題はまだまた続くのである。

- (1) 長井, 前掲書, 277 頁以下。
- (2) 同上, 277 頁以下。
- (3) Gordon P. Means, *Malaysian Politics* 2ed., Oxford University Press, 1991, P14.
- (4) *Ibid.*, PP12-13.
- (5) *Ibid.*, P14.
- (6) Chai Hon-Chan, *op. cit.*, P57.
- (7) Richard Mead, *op. cit.*, PP24-26.
- (8) 大学入学制度に関して, 上 洋子, 「マレーシアの教育政策と大学入試制度」『教育制度研究』第 16 号, 教育制度研究会, 昭和 58 年 10 月, 21 頁以下が詳しい。
- (9) Richard Mead, *op. cit.*, P25.
- (10) Gordon P. Means, *op. cit.* *Malaysian Politics* 2ed., PP27-32.; R. S. Milne and Diane K. Mauzy, *op. cit.*, PP173-189.
- (11) 萩原, 前掲書, 231 頁以下。
- (12) Richard Mead, *op. cit.*, P33.
- (13) 朝日新聞, 1996 年 11 月 12 日

(なかしま ふみひろ 日本放送協会旭川支局放送センター)